

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私たち夫婦は店を営んでいたもので、夫婦のどちらかが近くの金融機関で二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。何回かは覚えていないが遅れて納付したこともあった。納付を証明するものは無いが、二人分の保険料を一緒に納付していたはずなので、一方が納付済み、一方が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間は15か月と比較的短期間である。

また、申立人夫婦は、夫婦二人分の保険料を納付書により一緒に納付し、遅れて納付したこともあったとしているところ、オンライン記録及びA市の納付データ明細表で納付年月日が確認できる期間については、夫婦の納付日が一致していることから申立人夫婦は保険料を一緒に納付していたものとみられる上、申立人夫婦の昭和54年10月から55年3月までの保険料は、同年6月25日に過年度納付され、62年12月から63年3月までの保険料については過年度に充当されていることが確認できることから、申立人夫婦は保険料に未納が生じないように努めていたことがうかがわれる。

さらに、申立人夫婦は、保険料を一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録によれば、申立期間①のうち、昭和51年4月から同年12月までの期間については、妻の保険料は納付済みとされており、前述のとおり申立人夫婦は保険料を一緒に納付していたとみられることから、当該期間について一

人分の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②についても、前述のとおり申立人夫婦は保険料の未納が生じないように努めていたことがうかがわれる上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも昭和 52 年度の摘要欄に「納付書発送」のゴム印が押されていることから、当該期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私たち夫婦は店を営んでいたもので、夫婦のどちらかが近くの金融機関で二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。何回かは覚えていないが遅れて納付したこともあった。納付を証明するものは無いが、二人分の保険料を一緒に納付していたはずなので、一方が納付済み、一方が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間は15か月と比較的短期間である。

また、申立人夫婦は、夫婦二人分の保険料を納付書により一緒に納付し、遅れて納付したこともあったとしているところ、オンライン記録及びA市の納付データ明細表で納付年月日が確認できる期間については、夫婦の納付日が一致していることから申立人夫婦は保険料を一緒に納付していたものとみられる上、申立人夫婦の昭和54年10月から55年3月までの保険料は、同年6月25日に過年度納付され、62年12月から63年3月までの保険料については過年度に充当されていることが確認できることから、申立人夫婦は保険料に未納が生じないように努めていたことがうかがわれる。

さらに、申立人夫婦は、保険料を一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録によれば、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの期間については、夫の保険料は納付済みとされており、前述のとおり申立人夫婦は保険料を一緒に納付していたとみられることから、当該期間について一人分の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間及び53

年1月から同年3月までの期間についても、前述のとおり申立人夫婦は保険料の未納が生じないように努めていたことがうかがわれる上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも昭和52年度の摘要欄に「納付書発送」のゴム印が押されていることから、当該期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、婚姻後、義母が全て行ってくれた。義母は既に死亡しているため、詳細は分からないが、夫の国民年金と同じように私の加入手続も行い、保険料も一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について、一緒に納付していた夫には未納が無く、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達の前月までの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の義母の納付記録を見ると、昭和50年12月から61年3月までの任意加入被保険者期間を含む60歳到達の前月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされている上、義母が申立人の分と一緒に納付していたとする申立人の夫も、20歳到達時から60歳到達の前月までの国民年金加入期間に未納は無いことから、義母の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で申立人の義母及び義弟と連番で払い出されており、義母が任意加入被保険者として資格取得日を昭和50年12月26日とされていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、義母の資格取得日と同日に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って47年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から49年3月までの保険料は過年度納

付することが可能であった。

さらに、義母が申立人の国民年金加入手続を行った時期は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中であり、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、備考欄に「47年1月から48年3月まで 附18条13500-」との記載があることから、申立期間直前の47年1月から48年3月までの保険料は特例納付されていることが確認できるほか、納付記録欄に申立期間直後の昭和49年度の保険料が過年度納付されていることが確認できる。このため、納付意識の高かった義母が、過年度納付することが可能であった申立期間のうち、48年10月から49年3月までの保険料について、過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付することはできない上、第2回特例納付実施期間中においても、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案7233

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年1月25日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立期間に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年1月25日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成23年1月25日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間について、申立人は事業主から提出された賃金台帳により平成19年7月10日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は同年7月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪

失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成23年1月25日付けあっせんは、申立人が19年7月21日にA社の厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失しているものの、同日、同社の被保険者資格を再取得しているため、当該月内の喪失前に支給された賞与について保険料の徴収対象になるものと誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成19年7月10日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成23年1月25日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

愛知厚生年金 事案7234（事案5186の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和47年8月1日から同年9月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月15日から27年11月1日まで
② 昭和47年2月から同年9月5日まで
③ 昭和54年5月1日から同年11月27日まで
④ 昭和58年2月1日から同年4月1日まで

申立期間①から④までについて、それぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、年金記録確認の申立てをしたところ、平成23年1月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間①については、友人が「申立人は、B社及び同社C支店に3年は勤務していた。」と言っていたことを思い出した。申立期間②については、給料支払明細書が見付かった。申立期間③については、妻の誕生日である昭和54年*月にD社から別荘を購入したので、この頃から同社に勤務していたと思う。申立期間④については、E社の辞令が見付かった。これらのことから申立期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間のうち、昭和47年8月1日から同年9月5日までA社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われていたところ、今回、申立人の妻から新たに提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間のうち、昭和47年8月1日から同年9月5日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和47年9月5日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業登記簿により、同社が申立期間②当時、法人事業所であったことが確認できるとともに、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している同僚6人のうち、連絡が取れた2人が今回の調査で、「時期は定かでないが、遅くとも昭和47年8月には、これら6人がA社に勤務していた。」と証言していることから判断すると、同年8月以降の期間において厚生年金保険法に定められた適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の昭和47年8月1日から同年9月5日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和47年2月から同年7月31日までの期間については、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提出されておらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①に係る申立てについては、申立人が勤務していたと主張する駐留軍関係事業所を特定することができず、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認できないこと、また、申立期間③に係る申立てについては、D社に申立人の勤務実態などを確認できる資料が無く、同僚からも申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言が得られないこと、さらに、申立

期間④に係る申立てについては、申立人から提出された「E社F支店G所長殿」と表記された封筒の消印年月日及び複数の同僚の証言から、期間は定かでないが、申立人がE社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人の妻は、申立期間①、③及び④について、上記申立ての要旨のとおり年金記録を訂正してほしい旨主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が「申立人はB社及び同社C支店で3年は勤務していた。」と言っていたとする友人は、B社の社員ではない上、当該期間当時の同社C支店の複数の同僚は、「申立人はB社C支店に出入りしていたが、同社の社員ではなかった。」又は「申立人を知らない。」と証言している。

申立期間③については、不動産売買契約書によると、D社と申立人の妻との別荘の売買については、昭和54年11月15日に売買契約が締結されていることが確認できるものの、当該事情のみでは、当該期間当時、申立人が同社で勤務していたことをうかがわせる新たな事情とは認められない。

申立期間④については、今回、申立人の妻から提出された辞令により、勤務開始時期は定かでないものの、申立人がE社に勤務していたことは認められるが、当該資料は、当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる資料には当たらない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和42年4月1日、資格喪失日が43年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月末までA社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書により、申立人は、同社に昭和43年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人の退職希望日（昭和43年3月31日）がたまたま日曜日に当たったため、前日の土曜日を退職日として処理したことにより、このような相違が発生したと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人と同様に月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書により、A社が最終勤務月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年9月2日まで
② 昭和45年7月16日から同年8月13日まで

昭和43年4月1日から45年8月12日までA社B支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された人事発令書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和45年8月12日まで同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該人事発令書に記載されている申立人と同じ嘱託員の同僚は、記載されている退職日が雇用保険の離職日と一致する上、オンライン記録により、退職(離職)日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致することが確認できる。

さらに、申立期間②について、A社は、申立人の勤務形態や職務内容等に変更は無く、社会保険の取扱いに変更は無かったと思うと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社B支店における健康保

険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年6月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和43年6月19日以降の期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①において雇用保険の記録が確認できた同僚4人は、いずれも雇用保険の資格取得日からしばらく期間を経て厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、A社B支店では、当該期間当時、勤務開始と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年3月まで

私は会社を退職後、すぐに（昭和52年1月頃）A市B区役所で国民年金加入手続を行い、その後の国民年金保険料については、納付書により同区役所の窓口で納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間直後の2か月間は納付済みとされているのに申立期間の保険料が未納とされていることは不自然であり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、すぐに（昭和52年1月頃）A市B区役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書により同区役所の窓口で納付したとしているものの、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年10月24日に同区に払い出されており、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、54年2月頃に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って52年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から53年3月までの期間については過年度納付、同年4月から54年3月までの期間については現年度納付することが可能であったものの、同市では、過年度保険料を取り扱っておらず、同市の国民年金窓口では、現年度保険料は収納していなかったとしている上、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとし、納付時期、納付対象期間、納付周期及び納付金額についても具体的な記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和54年

4月及び同年5月は納付済み（同年6月については、還付されている。）とされていることが確認できるものの、申立期間は未納とされ、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録とも一致しており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年4月までの期間及び45年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から44年4月まで
② 昭和45年4月から54年3月まで

私は、国民年金に関して自身では何も行っていないが、数年前に国民年金に加入していたことを知り母親から年金手帳を受け取った。母親は高齢で、申立期間当時の記憶は薄れているが、私が20歳になった昭和42年*月頃に、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、送付されてくる納付書によりその都度、金融機関で納付していたが、口座振替を勧められ、母親名義の口座から納付したと聞いた。母親は、私のことを思い、私が60歳になるまでの保険料を納付してくれたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、昭和42年*月頃に、A市B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は送付されてくる納付書によりその都度、金融機関で納付していたとしているが、加入手続後に交付されたとして現在所持している手帳は、3制度共通の年金手帳(49年11月から使用。)である上、同市では、50年3月まで集金人による印紙検認方式であったとしており、納付時期、納付周期及び納付金額についても覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月9日にA市C区に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、申立人は、同年7月頃に初めて国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って42年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び申立期間②のうち、45年4月から52年3月までの保険料は時効により納付することはできない上、母親は、納付書によりその都度、金融機関で納付していたとし、申立期間の保険料をまとめて納付したことはないとしていることから、過年度納付することが可能な同年4月から54年3月までの保険料を納付したとまでは推認し難い。

さらに、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和54年度以降の保険料が納付済みとされ、国民年金被保険者台帳によると、申立期間の保険料は未納とされており、これらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から62年6月まで

私は、22歳（平成元年6月頃）のときに一人暮らしを始め、住所変更手続のためA市B区C出張所に行ったとき、職員から「国民年金への加入は法律で決められているので、過去の未納分も全て払っていただきます。」と言われ、同意もしていないのに国民年金に加入させられた上、未納分を調べられその場で納付書作成の手続を勝手にされてしまった。その後は、納付書が毎月のように送られてきたので、同出張所か近くの郵便局又は銀行で保険料を納付した。未納分を払い終わったとき、「これからはちゃんと払ってくださいね。」と言われた。このような経緯で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳（平成元年6月頃）のときに住所変更手続に行ったA市B区C出張所の職員に、国民年金に加入させられた上、未納分の納付書が作成され、その後納付書が毎月のように送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を同出張所か近くの郵便局又は銀行で納付したとしているところ、公簿によれば、申立人は、同年8月9日に同区に転入していることが確認できる（制度上、国民年金加入手続は住所地の市区町村で行うこととされている。）上、送付された納付書に記載された納付対象期間、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、その記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、平成元年7月及

び同年8月の間に行われたとみられ、前述のとおり、公簿によると申立人は同年8月9日にB区に転入していることが確認でき、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年8月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って昭和61年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入となる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効(2年間)により、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3413

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から同年10月まで
会社が倒産(昭和57年7月*日)したので、同年8月頃、養父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は養父が同市役所で納付したはずである。加入手続の時、養父を車で同市役所まで送って行ったことを覚えているので、年金手帳など保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする養父は死亡していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、基礎年金番号付番(平成9年1月1日)後の13年11月21日(19年9月20日付けで厚生年金保険被保険者期間に合わせて13年11月2日から訂正されている。)とされている。申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするA市においても、申立期間について、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していたことを示す記録は見当たらない。これらのことから、申立期間については、申立人は国民年金に未加入であり、養父は保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から63年4月まで

私は、昭和53年頃から54年頃までにA町役場から国民年金保険料を納付するように通知書が届いたので、それまで未納だった2年間ほどの保険料を20数万円納付した覚えがある。その後の保険料は、毎年5月か6月に届いた納付書により12万円から13万円ぐらいを金融機関で前納し、結婚(60年1月)後については妻の分と一緒に納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った記憶は無く、昭和53年頃から54年頃までにA町役場から国民年金保険料を納付するように通知書が届いたので、それまで未納だった2年間ほどの保険料を20数万円納付し、その後の保険料は、毎年5月か6月に届いた納付書により12万円から13万円ぐらいを金融機関で前納し、結婚(60年1月)後については妻の分と一緒に納付していたとして、制度上、加入手続を行っていない者に対して納付書が作成・送付されることは無く、申立人が主張する54年頃に52年2月から54年3月までの期間を遡って納付した場合の保険料は、6万1,960円となり、その後の年額保険料については、昭和54年度は3万9,600円、申立期間の終期である63年度は9万2,400円となり、納付したとする保険料額と乖離^{かいり}していることから、加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の11年6月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡

は見当たらない上、A町の国民年金被保険者名簿において、国民年金資格取得日は同日とされており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、結婚（昭和60年1月）後については妻の分と一緒に保険料を納付していたとしているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の国民年金手帳記号番号は、63年3月31日にA町に払い出されており、その記号番号前後の被保険者の資格取得状況から同年4月又は同年5月頃に妻の国民年金加入手続が初めて行われ、その手続の際に資格取得日を遡って59年12月30日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）とする事務処理が行われたものとみられる上、申立期間のうち、同年12月から63年3月までの保険料は妻も未納とされている。同町の国民年金保険料納付状況一覧表を見ると、昭和62年度の検認日欄は62年4月から63年3月まで空白とされ、63年度の検認日欄の同年4月は「定済 630526」とされ、同年5月26日に定額納付されたものと考えられるが、保険料が前納された形跡は見当たらない。これらのことから、婚姻後の申立期間において、申立人は、妻の分と一緒に保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

結婚後の昭和61年8月頃、仕事を辞めて夫の扶養家族となった。自分で国民年金の加入手続をした記憶は無いが、その頃に国民年金保険料の納付書がまとめて送られてきた。納付書の枚数は覚えていないが、記載されていた保険料額は合計で20万円から30万円近くだった。預金を引き出してA市役所の支所に出向き、現在納付済みとされている期間分も含め、一括で納付した。そのときに年金手帳をもらい、第3号被保険者の手続も行ったと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年8月頃に納付書が送られてきたので、20万円から30万円近い保険料を市の支所で納付したとしているが、国民年金加入手続についての記憶は無いとしている上、納付対象期間、納付時期及び納付金額についても記憶は曖昧であることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月22日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の納付状況から、申立人の国民年金加入手続は同年5月から同年7月頃に初めて行われ、この手続の際に、資格取得日を20歳到達時である57年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から59年3月までの期間については、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、過年度保険料として納付することは可能であったものの、i) 前述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人は、現在納付済みとされている期間分も含め、A 市役所の支所で一括納付したとしているところ、同市ではその当時、過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、申立人の主張と相違すること、iii) 同市及び B 市の国民年金被保険者名簿においても申立期間は未納とされていること等から、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したとするまでの事情は見いだせない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3416 (事案 748 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和36年11月から40年9月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から40年9月まで
② 昭和42年10月から46年2月まで

申立期間①の保険料は特例納付ではなく下宿先の大家に国民年金保険料を渡しA市B区役所で納付してもらっていた。また、申立期間②については、時期は分からないが18万8,000円を特例納付により同区役所窓口で納付したはずである。それぞれについて納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立期間①については、i) 国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月にA市B区に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年3月2日と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年3月頃に行われ、申立人は、申立期間①当時においては国民年金に未加入であったと推認でき、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられること、ii) 申立人は、保険料を集金人に納付したとしているが、同市において集金人制度が創設されたのは、申立期間①の途中である37年10月であり、申立人の主張とは異なること、iii) 申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①の保険料は、時効により過年度納付することはできず、特例納付によるほか納付することができない一方、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間①の保険料が55年6月16日に特例納付されたことが記録されており、その記載内容に不自然な点は見受けら

れないこと、さらに、申立期間②については、i) オンライン記録では、申立人は、申立期間②前の40年10月に国民年金の資格を喪失し、申立期間②後の46年3月に資格を再取得しており、この記録は申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致するため、申立期間②は無資格期間であり、申立期間②の保険料を特例納付することはできなかったと考えられること、ii) 申立人は申立期間②の当時、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金の任意加入者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、特例納付を行うことはできないこと、iii) 申立人は、特例納付したとする国民年金保険料の額についての記憶は無いほか、特例納付保険料の収納事務を行っていなかった区役所の窓口で特例納付したとする等、その主張は不自然であることから、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間①の保険料の納付について、集金人から当時下宿していた大家に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を渡していたと変更し、申立期間②について、国民年金手帳に書かれたメモ「3年11か月追加 → 188,000」により、特例納付したと主張しているが、i) 大家の連絡先等は不明であり、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 当該メモには納付対象期間が記載されていない上、18万8,000円は申立期間①の保険料として昭和55年6月16日に特例納付された金額に一致することから、申立期間①の保険料は記録どおり特例納付され、申立期間②の保険料は特例納付したとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、42年10月から46年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和36年11月から40年9月までについては、年金記録では、国民年金保険料が特例納付により納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年6月1日まで
② 昭和25年1月31日から26年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の年金記録が無い。当該期間においても同社に継続して勤務していたので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

B社及びC社に勤務した期間のうち、申立期間②の年金記録が無い。当該期間においてもB社又はC社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された通知書により、申立人が当該期間においてA社D支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①を含む昭和17年1月1日から19年9月30日までの期間について施行されていた労働者年金保険法の適用対象者は、工業、鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、上記通知書には、申立人の配属先が設計掛と記載されている上、申立人も当該期間当時の職務内容について、「エンジンの設計をしていた。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間①において、労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、申立人は、「同職種で男性の同僚はいなかった。」と証言しており、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された自動車整備技能者手帳及び同僚の証言から判断して、期間の特定はできないが、申立人が当該期間当てもB社又はC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社及びC社は、既に解散している上、両社の役員は、いずれも既に死亡している又は連絡が取れないことから、申立人のB社での退職時期、C社での入社時期及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期にC社で被保険者資格を取得している複数の同僚は、「資格取得日の昭和26年10月1日より前から働いていたが、入社後すぐに保険料を控除されていたかは分からない。」と証言しており、申立期間②当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、具体的な時期を覚えていないものの、「当初、B社で事務仕事や雑用をしていたが、その後、C社で自動車整備士として勤務した。」として、B社及びC社での勤務期間中に職種変更があった旨証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月頃から34年4月1日まで

申立期間のうち、いずれかの時期に、A事業所、B社、C社及びD社で勤務していたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人が存命中に印刷した名刺の裏面に、本人の経歴としてA事業所、B社、C社及びD社が記載されていることから、申立期間にこれらの事業所で申立人が勤務していたはずである。」と主張しているが、申立期間が申立人との婚姻前の期間であるため、申立人のそれぞれの事業所における勤務時期や勤務順については承知していない。

A事業所については、オンライン記録によると、昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から同事業所に勤務していたとする同僚が申立人を覚えている旨証言しているものの、同事業所が適用事業所となった昭和33年頃に入社した複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

さらに、A事業所は、申立期間当時の社会保険及び人事給与関係の書類を保管していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

B社については、事業所名簿によると、昭和27年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日より後の期間にお

いて適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、既に解散しており、元事業主及び元役員の所在も特定できないことから、申立人の勤務実態及び申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間当時、B社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

C社については、同社は、「申立期間当時の社員名簿に申立人の名前は無く、申立人の名刺に記載されている部署には、申立期間当時、別の社員が配置されていた。このほかに申立人の勤務実態を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立期間当時、C社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

D社については、同社は、「申立人の名刺に記載されている部署名は、申立期間当時は使用していなかった名称である。また、当時の従業員名簿及び退職者名簿に申立人の名前は無く、このほかに申立人の勤務実態を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立期間当時、D社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係るそれぞれの事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から12年3月まで

私は、A社の外注先の事業主として、厚生年金保険料の全額負担を条件に同社の厚生年金保険に加入していた。申立期間は、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（事業主負担分を含む。）を工事請負額から控除されていたにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額は26万円とされているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「会社は倒産しており、申立期間に係る関連資料を保管しておらず詳細は不明であるが、申立人は、以前従業員であったため、外注先の個人事業所となった昭和59年8月以降も、引き続き、事業主負担分の厚生年金保険料も合わせて負担することを条件に特別に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これに対し、申立人は、「厚生年金保険料の全額負担は承知していたが、申立期間については、それを超える保険料を控除されていた。」と述べているところ、申立人から提出された工事請負代金の支払明細書により、申立期間のうち、平成8年11月から9年12月までの期間及び11年1月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料控除額（事業主負担分及び被保険者負担分の合計額）は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回っていることがうかがわれる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとされているところ、申立人から提出された支払明細書は、A社からB事業所に対して支払われた複数の従業員の労務賃等を合算した工事請負代金の明細書であり、標準報酬月額の算定の基礎となる申立人に係る報酬が確認できない上、申立人は、本来、国民年金の被保険者資格を取得すべきであるところ、A社が便宜的に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたと認められる。

また、申立期間のうち、平成10年1月から同年12月までの期間及び12年1月から同年3月までの期間については、申立人及びA社の元事業主は関連資料を保管しておらず、当該期間におけるB事業所への支払金額及び保険料控除額について確認できない上、申立人は、「平成10年1月頃からA社の経営状態が悪くなり、工事請負代金の未払が続いたため、別の取引先の仕事をするようになり、この頃以降の厚生年金保険料は支払っていない。」と述べている。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から54年3月14日まで

私は、A社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無い。」と回答している。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社での離職日は、昭和50年1月31日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、B企業年金基金から提出されたC厚生年金基金の加入員番号簿によると、申立人は、昭和50年2月1日に同基金の加入員資格を喪失しており、当該加入員資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者資格喪失日と一致している。

加えて、申立人の夫のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間のうち、少なくとも昭和51年6月以降の期間において、申立人が当該夫の健康保険の被扶養者とされていたことが確認できる。

また、申立人は、結婚後間もなくA社を退職したと主張しているが、戸籍謄本によると、申立人の婚姻日が申立期間中の昭和52年12月*日であることが確認できることから、その主張する申立期間の終期（54年3月14日）とは時期が大きくかい離している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月21日から同年8月21日まで
② 昭和21年12月1日から24年3月10日まで

私は、復員後すぐにA社に入社し、3年ほど勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「母が住み込みで勤務していた店の店主がA社の取締役で、同人の世話で同社に勤務することになった。復員後、3日ほどして働き始めた。」と主張しているところ、i) 厚生労働省社会・援護局から提出された履歴書により、申立人は、昭和21年3月12日に現役満期により復員していることが確認できること、ii) 当該取締役は既に他界しているが、その息子が申立人及び申立人の母親を記憶しており、「申立人は、復員後A社に勤務した。」と証言していることから判断して、入社時期は明らかでないが、申立人が厚生年金保険被保険者資格の取得日（同年8月21日）以前からA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①当時の被保険者資格取得者は、昭和21年4月1日に57人、同年8月21日に70人（申立人を含む。）、同年11月1日に19人、22年5月1日に53人となっている上、申立人と同じ21年8月21日に資格取得している複数の同僚が「資格取得日の前からA社に勤務していた。」と証言していることから、同社は、一定期間内に採用した従業員をまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、「母が亡くなった頃にA社を辞めた。結

婚した時には既に同社を辞めており、独立して樽^{たる}の製造をしていた。」と主張しているところ、戸籍謄本により、申立人の母親の死亡日は昭和21年*月*日、申立人の婚姻日は22年4月*日であることが確認できることから、申立人が21年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることに不自然さは無い。

また、A社は、昭和49年10月*日に解散しており、申立期間①及び②当時の事業主は、既に他界していることから、同社における申立人の勤務期間及び当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。